

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	学校保健安全担当室

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市薬剤師会 松戸市学校薬剤師会 会長 川上 幸子 松戸市竹ヶ花 4 5 - 5 3																							
工事等の名称	プール水及び飲料水水質検査業務契約																							
工事等の場所	松戸市立小学校、中学校及び指定場所																							
種 別	検査手数料																							
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日																							
契約金額	(単価契約) <table><tr><td>飲料水水質検査</td><td>1 検体当たり</td><td>7, 7 3 7 円</td></tr><tr><td>プール水水質検査</td><td>1 検体当たり</td><td>3, 8 8 9 円</td></tr><tr><td>プール水総トリハロメタン検査</td><td>1 検体当たり</td><td>9, 8 7 0 円</td></tr><tr><td>一般細菌再検査</td><td>1 検体当たり</td><td>2, 4 3 1 円</td></tr><tr><td>大腸菌再検査</td><td>1 検体当たり</td><td>2, 4 3 1 円</td></tr><tr><td>濁度検査</td><td>1 検体当たり</td><td>9 7 2 円</td></tr><tr><td>有機物検査</td><td>1 検体当たり</td><td>2, 4 3 1 円</td></tr></table> (消費税及び地方消費税額を除く)			飲料水水質検査	1 検体当たり	7, 7 3 7 円	プール水水質検査	1 検体当たり	3, 8 8 9 円	プール水総トリハロメタン検査	1 検体当たり	9, 8 7 0 円	一般細菌再検査	1 検体当たり	2, 4 3 1 円	大腸菌再検査	1 検体当たり	2, 4 3 1 円	濁度検査	1 検体当たり	9 7 2 円	有機物検査	1 検体当たり	2, 4 3 1 円
飲料水水質検査	1 検体当たり	7, 7 3 7 円																						
プール水水質検査	1 検体当たり	3, 8 8 9 円																						
プール水総トリハロメタン検査	1 検体当たり	9, 8 7 0 円																						
一般細菌再検査	1 検体当たり	2, 4 3 1 円																						
大腸菌再検査	1 検体当たり	2, 4 3 1 円																						
濁度検査	1 検体当たり	9 7 2 円																						
有機物検査	1 検体当たり	2, 4 3 1 円																						
工事等の概要	学校保健安全法第 6 条（学校環境衛生）に基づき、飲料水及びプール水の水質検査を行う。																							

随意契約の理由	学校保健安全法第6条（学校環境衛生）に基づき定められている「学校環境衛生の基準」には、学校の環境衛生検査に、飲料水及びプール水の水質検査が義務付けられており、水質検査の結果について学校薬剤師の指導、助言の下、必要な事後措置を講じることとされている。 また、学校薬剤師会は、各小中学校の定期環境衛生検査を行っており、環境状況、施設内容に精通している。 以上の理由により、事業の実施に当たっては、一般社団法人松戸市薬剤師会松戸市学校薬剤師会より見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し上記業者を選定するものであります。
----------------	---